

国立大学法人東京外国語大学留学支援共同利用センター規程

〔平成 26 年 12 月 24 日〕
〔規則 第 56 号〕

改正 平成 28 年 3 月 25 日規則第 56 号 令和 7 年度 3 月 25 日規則第 34 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に、留学支援共同利用センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、本学学生の海外留学及び外国人留学生の受け入れを推進・支援するとともに、国内の連携大学を中心とした学生の留学・留学生支援などにより日本の大学教育のグローバル化に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本学学生の留学・留学生支援に関すること
- (2) 国内連携大学の留学・留学生支援に関すること
- (3) 海外に設置する、Global Japan Office との連携・調整に関すること
- (4) その他センターの目的に沿った業務

(組織)

第 4 条 センターは、次の各号に定めるセンター員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 留学コーディネーター
- (4) その他センター長が必要と認める者

(センター長)

第 5 条 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する副学長又は学長補佐をもって充てる。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

- 2 副センター長は、学長が指名する教職員をもって充てる。

(運営委員会)

第 7 条 センターの円滑な運営を図るため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 8 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関する基本方針
- (2) センターの予算に関する事項
- (3) センターの施設・設備に関する事項
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 国際学術戦略本部長
- (4) 学務部長
- (5) 研究協力課長
- (6) 教務課長
- (7) 学生課長
- (8) 留学生課長
- (9) その他委員会において必要と認める者

2 前項第8号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第10条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号に定める委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(センター会議)

第11条 センターに、第3条に掲げる業務の円滑な遂行を図るため、センター会議を置く。

2 センター会議は、第4条に定めるセンター員をもって組織する。

3 センター会議は、センター長が主宰する。

4 第1項から第3項に定めるもののほかセンター会議の運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第12条 センターに関する庶務は、関係課等の協力を得て留学生課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会
が定める。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。